

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第17号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独個）答申第13号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係るハラスメント調査報告書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人を相手方としたハラスメント事案に係るハラスメント調査報告書等に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月2日付け総法文1010号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 訂正請求1について：

訂正を行わない理由として「本件訂正請求に係る申立書の提出があり、…」との記載が認められる。しかし東北大学本部が総長の責任文書においてA氏の特定日A（追加）提出「ハラスメント申立書」は不備があり「ハラスメント申立書」ではないと認めている（資料2）。確かに「ハラスメント申立書」書式を利用した別委員会宛ての文書に過ぎず、「宛先も文書要件も欠損である（資料3）。資料3の署名欄，生年月日欄等の欠落を確認して欲しい；A氏本人作成とは認められない。B氏の“なりすまし”と推定される。既に、総長による確定した事実であるのでこの「ハラスメント申立書」文書記載は速やかに断固削除すべし。本件処分はこの様に杜撰かつ恣意的かつ矛盾の連続で、冤罪企図体質の象徴である。大至急訂正を願う。

イ 訂正請求2について：

訂正を行わない理由として「本件訂正請求に係る申立書の提出があり、…」との記載が認められる。しかしこれは事実ではない。既に東北大学本部が総長の責任文書においてA氏の特定日A（追加）提出「ハラスメント申立書」は不備があり「ハラスメント申立書」ではないと認めている（資料2）。「ハラスメント申立書」書式を利用した別委員会（調査）宛ての文書に過ぎず、「宛先も異なり文書要件も欠陥である旨」が確定している（資料3）。受理の審議も議事記録もなく正当な文書として欠格であり公式に棄却されている。よって、この「ハラスメント申立書」文書記載は速やかに削除すべし。

ウ 更に恐ろしい事実が判明している；情報開示の結果、特定関係者は調停合意の経過を無視ないし抑圧し、関係者（総長等；関係委員会）に報告せず、不公正な手続きを展開した事実が次々に明らかになっている。不正は申立て事務過程、調査過程、評価過程、更には陳述過程、総長関係に及ぶ。事実認定も一方的かつ不公正・不整合で、私の主張や証拠、経緯や背景を完全に無視し一方的に“処分理由”を捏造している。さらに被疑者虐待も加え、東北大学は特定裁量者の独裁・恐怖政治の観がある（情報開示結果による事実）。

■小さな穴が生じれば大きな堤防も崩壊する；特定責任者は今や「小さな穴」の開くことを恐れ、圧力や指揮権を介して単なる“仮想リスト”を“申立書”と言いくるめ詭弁を弄し、自己矛盾に陥っていると思われる。正規の申立書なら記載要件を満たすべく再提出させればよいだけであろう。そう指示しうる立場にあるわけであるから。それを怠っている、ないし出来かねる点がまさしく“冤罪体質”であり思わず発露したわけである。私は情報開示の威力に感謝している。

情報開示の結果によれば、A氏の特定日A（追加）提出「ハラスメント申立書」は関係者が示唆して捏造させ冤罪誘導と維持を試みたものと思慮される。B氏の申立書も同様であろう（情報開示結果による事実；内部情報による）。

■これを読まれた方へ；人類の歴史の中でこの様な不正や冤罪、人権侵害は満ち溢れている。大学しかり、行政然り、司法しかりである。我々は決してあきらめることなく、また「まさか東北大学責任者が」等安逸に逃げるのではなく、果敢に真相解明と不条理是正に努力すべきである。大学こそ社会の希望と発展の礎なのだから。

遠くからでもご支援・ご理解をいただければ幸いである。

（本答申では資料は省略）

（2）意見書

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

さて、本件では訂正請求1及び訂正請求2が異議申立ての対象となっている。

「2 諮問理由説明」の「(2) 諮問の理由」の記載に関連して、諮問庁は別の文書（ex. 平成29年（独個）諮問第15号の諮問理由説明）で「申立書として取り扱うかどうかは…ハラスメント全学調査委員会が決めること」との記載がある。この記述は常識を逸脱し、到底認容できない。関係手続には事案の性格上、公正性・中立性・客観性が極度に求められる。それらを担保するために書面手続（申立書など）の「形式面での整合」は必須である。この申立書が一貫して「正式な申立書」として扱われている背後にこのような杜撰な過程があったとは、この理由説明書にて初めて知り驚愕している。問題となっている「申立書」はパソコンの印字解析から第三者作成と“替え玉提出”が判明している。

特に記載された申立人を特定すべき情報が全て欠落している（生年月日、氏名の読み方、署名、電話番号など）など最低限の基準をも満たしておらず、むしろ「ハラスメント全学調査委員会」が周囲に冤罪を誘導・挑発しそれを維持しようとした意図を示すといわざるを得ない。

「ハラスメント全学調査委員会」の見識が疑われるし、この説明により自らが不公正を認めた結果になっている。よって私の主張を認めるのが妥当と思慮する。

「(2) 諮問の理由」には、「特定日Aに追加提出され、受理されている」とあるが、これが受理されるはずがない。形式上申立書の要件を満たしていないのだから。棄却すべきか、書き直しと再提出を命じるべきであるし、そうするのに何らの障害・不都合もない。またこの時期には同一案件で「調停の合意確認書」が作成されており、まさしく一連の事案は、当時全面解決に達していた時期である。背後でこのような操作が生じていたとは、諮問庁の信頼も見識も毀損するものである。大学が良心を失い「私物化と虐待」の象徴である。

種々の点で諮問庁は大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。総長も特定理事もこれらの点を憂慮されているのは気の毒というほか無い。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになった。同制度の制定・運用関係者に深謝する次第である。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報保護に格別の配

慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年6月8日に、異議申立人から、訂正請求1及び訂正請求2の保有個人情報訂正請求があった。

これに対し本学では、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当せず、法30条2項の規定により訂正しないことの決定を平成27年7月2日付けで行った。

その後、平成27年7月16日付けの異議申立書が提出され、翌17日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回の異議申立ては、異議申立人を相手方とした i 「ハラスメント調査報告書」及び ii 「ハラスメント申立書（特定日A提出）」（以下、第3において「申立書」という。）の訂正請求であり、i では特定日Aに申立書が追加提出されたことの記述部分の削除、ii では申立書全体の削除又は削除が不可能な場合は「本文書は無効」又は「本文書はハラスメント申立書ではない」と記入することを求めているものである。

異議申立人は、訂正請求の根拠として、以前に本学が保有個人情報の開示請求に対し通知した「不開示とした理由」の中で、「申立書」には不備があり「申立書」ではないと認めていることを主張しているが、「不開示とした理由」では、「申立書」はあくまで申立て以降の実情等の確認のために申立書の様式を活用し提出されたものであること、新規申立て事案ではないのでハラスメント全学防止対策委員会で「申立書」受理に関する審議記録はないこと、「申立書」に不備があることを審議した記録等はないことを説明しているのであって、「申立書」に不備があると認めているものではない。

申立書は、特定日Bの申立書提出日以降の実情も含めた申立て事項の説明のため、ハラスメント全学調査委員会の求めに応じ、本人から申立書の様式を活用して提出されたものであり、申立書の様式に記載された項目すべてを正確に記入しなければ受理されないものではない。当該申立書の取扱いについて決めるのは、あくまで文書の提出を求めたハラスメント全学調査委員会であり、「ハラスメント調査報告書」に記載されているとおり、実際にハラスメント全学調査委員会特定日Aに追加提出され、受理されている。

異議申立人からは、対象部分を削除又は「本文書は無効」又は「本文書はハラスメント申立書ではない」と追記しなければ記載が事実と反することになると判断するための明確かつ具体的な根拠は示されておらず、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

以上の理由から、平成27年7月2日付けの保有個人情報の訂正しない旨の決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年4月24日 審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した、本人を相手方としたハラスメント事案に係るハラスメント調査報告書等に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙に掲げる訂正請求1及び訂正請求2の訂正を求めるものであり、処分庁は、いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することから、以下、不訂正とされた部分の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

異議申立人は、訂正請求1において、ハラスメント調査報告書の不開示部分に記載された保有個人情報についても訂正を求めているが、不開示部分は、法27条1項1号ないし3号のいずれにも該当しないので、同条による訂正請求の対象となるものではなく、当該請求について不訂正としたことは妥当である。

一方、不開示部分に記載された保有個人情報を除く保有個人情報に対する訂正請求については、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

続いて、不開示部分に記録された保有個人情報を除く保有個人情報に係る訂正の要否について検討する。

- (1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

- (2) 本件対象保有個人情報は、本人を相手方としたハラスメント事案に係るハラスメント調査報告書及び特定日A付けの「ハラスメント申立書」に記載されている異議申立人に係る情報であるところ、異議申立人は、訂正請求1及び訂正請求2において、別紙の表に掲げる「1 訂正請求の箇所」欄及び「3 求める措置」欄のとおり、特定日A付けのハラスメント申立書が大学に提出されたという事実に関する記載も含め、特定日A付けのハラスメント申立書に関する記載の一切を削除することを求めている。

異議申立人が訂正（削除）を求める情報は、訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、異議申立人は、訂正（削除）すべき理由として、「2 訂正を請求する理由」欄のとおり、当該ハラスメント申立書は、生年月日欄、署名欄等、幾つかの記載すべき項目が記載されていないから無効である、他人のなりすまし文書である等の自己の見解に基づく主張を述べるのみであり、公式に、いつ、どのようにして当該ハラスメント申立書が無効であると判断されている、あるいは、提出されなかったことにされている等の、訂正（削除）を求める部分の表記が事実と反すると判断できる根拠を何ら具体的に示してはいない。

また、異議申立人が求める訂正（削除）がなされなければ、記載されている情報が事実と反することになるとすべき事情も認められない。

したがって、いずれの請求についても、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（訂正請求）

	1 訂正請求の箇所	2 訂正を請求する理由	3 求める措置
訂正請求 1	「ハラスメント調査報告書」全5枚（p1-p5）「申立人：A氏として」ハラスメント申立書が2通記載されている（特定日B提出・特定日A（追加）提出）。そのうち後者の特定日A（追加）提出の分の記載箇所の全て	東北大学本部が総長の責任文書においてA氏の特定日A（追加）提出「ハラスメント申立書」は不備があり「ハラスメント申立書」ではないと認めている。確かに「ハラスメント申立書」書式を利用した別委員会宛ての文書に過ぎず、「宛先も文書要件も欠損である。署名欄，生年月日欄等の欠落を確認願う；A氏本人作成とは認められない。B氏の“なりすまし”と推定される。既に，総長による確定した事実であるのでこの「ハラスメント申立書」文書記載は速やかに断固削除すべし。本件処分はこの様に杜撰かつ恣意的かつ矛盾の連続で，冤罪企図体質の象徴である。大至急訂正を願う。	特定日Aの追加提出のハラスメント調査報告書の記載内容は全て削除。 注記：全5枚の少なくとも2箇所に記載されている。不開示部分に同記載がある場合はその記載も削除。
訂正請求 2	「ハラスメント申立書（特定日A提出）申立人A（＝特定教職員）」全体	東北大学本部が総長の責任文書においてA氏の特定日A（追加）提出「ハラスメント申立書」は不備があり「ハラスメント申立書」ではないと認めている。「ハラスメント申立書」書式を利用した別委員会宛ての文書に過ぎず、「宛先も異なり文書要件も欠陥である旨」が確定している。受理の審議も議事記録もなく正当な文書として欠格であり公式に棄却されている。よって，この「ハラスメント申立書」文書記載は速やかに削除すべし。	①「ハラスメント申立書（特定日A提出）申立人A（＝特定教職員）」全体を削除。 ②全体削除が不可能の場合，同ハラスメント申立書の表紙部分に「本文書は無効」又は「本文書はハラスメント申立書ではない」と明瞭に記入。

（注）本表は原処分に係る保有個人情報訂正請求書を表形式に整理したものである。

なお、「訂正請求の箇所」，「訂正を請求する理由」及び「求める措置」の各項目名は原文のままであるが，内容の記載については異議申立人に係る保有個人情報の保護等の観点から，適宜修正を加えている。